

特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例の制定について

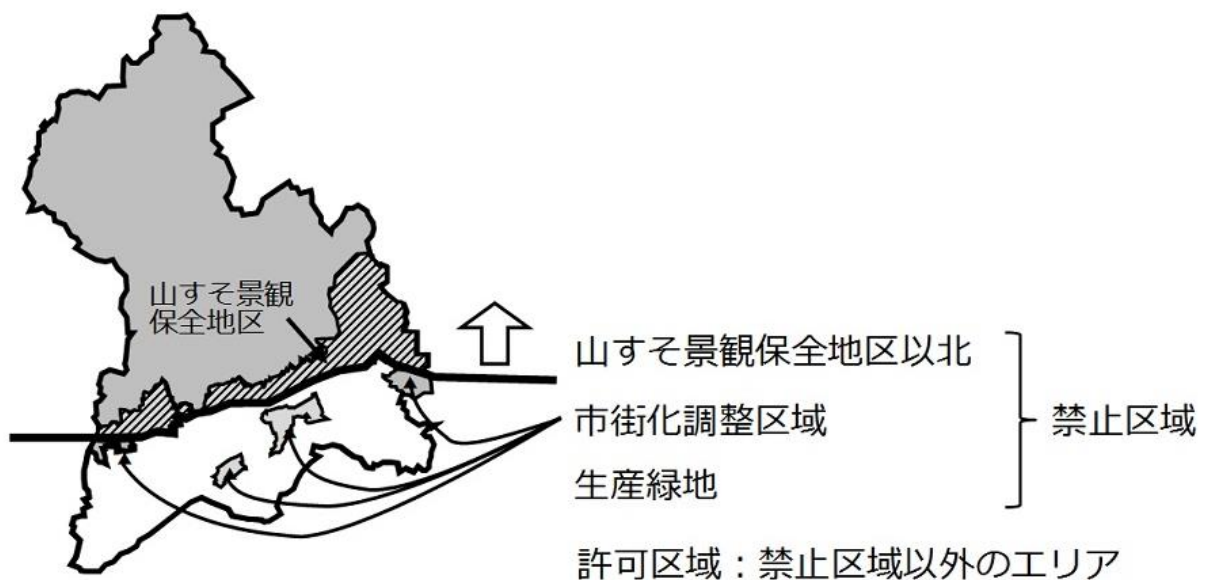
1. 背景と課題

- 太陽光発電設備は、森林伐採や農地を転用して設置される場合があり、山林や農地の景観を破壊し、地面の保水機能を低下させることがある。また、太陽光パネルからの反射光や反射熱の影響などにより、周辺住民とのトラブルが発生している事例が見受けられる。
- 本市ではこれまで、「山なみ景観保全地区」や「止々呂美田園景観保全地区」を指定して、北摂山系の山なみや農地の緑豊かな景観を守ってきたが、太陽光発電設備の設置によりこれまで守り育ててきた箕面の自然豊かなみどり景観に大きく影響を及ぼすことが想定される。

2. 課題解決の方向性

- これまで守り育ててきた山なみや農地の景観を守るため、景観を阻害する可能性の高い一定規模以上の太陽光発電設備（以下、特定太陽光発電設備という）の設置を規制する条例を制定する。
- 特定太陽光発電設備とは出力 10kW 以上または面積 100 m²以上である。（ただし、高さ 10m以上の建築物の屋根に設置するもの及び住宅・共同住宅等の屋根の上に設置するものは除く。）
- みどり豊かな景観を守るため「山すそ景観保全地区以北のエリア」、「市街化調整区域」、「生産緑地」を禁止区域として特定太陽光発電設備の設置を禁止し、これらの地区以外を許可区域として許可により設置できるエリアとする。

【禁止区域と許可区域の概要】



3. 条例の主な内容

1) 禁止区域（「山すそ景観保全地区以北のエリア」、「市街化調整区域」、「生産緑地」）

禁止されるもの

- ①特定太陽光発電設備（出力 10kW 以上または面積 100 m²以上のもの）
- ②出力 10kW 未満かつ面積 100 m²未満のもので下記の場所以外に設置するもの（道路標識等に附属して設置する 1.5 m²未満のものは除く）
 - ・高さ 10m 以上の建築物の屋根の上
 - ・住宅・共同住宅の屋根の上
 - ・店舗の屋根の上

2) 許可区域（禁止区域以外のエリア）

①許可が必要なもの

特定太陽光発電設備（出力 10kW 以上または面積 100 m²以上のもの）

②許可基準

- ・隣接する住民及び反射光や反射熱の影響が及ぶ範囲の住民の同意を得ること
- ・植栽等により周囲（概ね半径 100m程度）の公共空間から設備を遮蔽すること

4. 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日